

平成 2 8 年 第 8 回

印西市教育委員会定例会会議録

平成 2 8 年 8 月 5 日 (金)

平成28年第8回印西市教育委員会定例会会議録

日時：8月5日(金)午後2時

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 委員長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号  
専決処分の報告について  
(印西市教育振興基本計画学校教育編検討委員会委員委嘱)
- 日程第 5 報告第2号  
専決処分の報告について  
(印西市教育振興基本計画生涯学習編検討委員会委員委嘱)
- 日程第 6 報告第3号  
専決処分の報告について  
(印西市教育振興基本計画文化芸術編検討委員会委員委嘱)
- 日程第 7 報告第4号  
専決処分の報告について  
(印西市教育振興基本計画策定委員会委員委嘱)
- 日程第 8 議案第1号  
印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議案第2号  
工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて
- 日程第10 議案第3号  
財産の取得に関し議会の議決を求めることについて
- 日程第11 議案第4号  
印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第5号  
印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第13 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

出席委員(5名)

- |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 委 | 員 | 大 | 野 | 忠 | 寄 |
| 2 | 番 | 委 | 員 | 青 | 山 | 光 | 男 |

3	番	委員	寺	田	充	良
4	番	委員長	佐	藤	めぐみ	
5	番	教育長	大	木		弘

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	小	山	健	治
教 育 部 参 事 (教育総務課長事務取扱)	山	崎		剛
学 務 課 長	坂	木	武	伸
指 導 課 長	野	田	幸	一
生 涯 学 習 課 長	飯	島	伸	一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	篠	原	信	一

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 部 政 策 主 幹	岩	井	大	治
教 育 総 務 課 総 務 班 副 主 幹	高	橋	幸	江
教 育 総 務 課 総 務 班 主 任 主 事	木	村	裕	子

(14時02分)

(開会の宣告)

佐藤委員長

ただいまから、平成28年第8回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)

佐藤委員長

これから、本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

佐藤委員長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

佐藤委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、青山委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

(会期の決定)

佐藤委員長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

佐藤委員長

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

大木教育長。

それでは、教育委員会活動報告を申し上げます。

経過報告でございます。

7月15日金曜日、第1回印西市学校給食センター運営委員会が高花学校給食センターでございました。

同日、教育振興基本計画学校教育編の検討委員会が市役所で開催されました。

17日日曜日、第67回印旛郡市民体育大会選手団激励ということで、印西市、白井市、栄町の会場を激励に行ってまいりました。委員の皆様にもご参加ありがとうございました。

19日火曜日、総合計画策定本部会議が市役所で行われました。

21日木曜日、イングリッシュ・トレセンが、平岡自然の家で22日までの2日間の日程で開催されました。

22日金曜日、第2回印旛地区教育委員会連絡協議会定例常任委員会が成田市で開催されました。

引き続き、第2回印旛地区教育長会議が成田市で開催されました。

引き続き、平成28年度教育印旛の会が成田市で開催されました。

25日月曜日、市民生委員推薦会が市役所であり出席してまいりました。

27日水曜日、澤野大地氏リオデジャネイロオリンピック出場表敬訪問が市役所で行われました。

29日金曜日、学校プール開放事業視察ということで滝野小学校と前半の4校の小学校を見てまいりました。

平成27年度印西市一般会計及び特別会計決算審査講評が市役所であり出席してまいりました。

30日土曜日、平成28年度青少年ふれあいキャンプ開村式が平岡自然の家であり、開村式には出席してまいりました。

8月4日木曜日、学校プール開放事業視察ということで後半4校のプール開放の状況を視察してまいりました。

同日、市学校保健会講演会が本埜公民館で行われました。

また同日、教育振興基本計画策定委員会が市役所で開催されました。

5日金曜日、順天堂大学、北川貴理氏リオデジャネイロオリンピック出場表敬訪問があり同席してまいりました。

同日、第8回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

8月6日土曜日、中学生オーストラリア海外派遣研修出発前説明会が本埜公民館で開催されます。

第16回印西街かど棒高跳びがイオンモール千葉ニュータウン店で開催

されます。7日まで行われます。

9日火曜日、印旛明誠高校ゴルフ及び水泳競技全国大会出場生徒の表敬訪問がございました。

10日水曜日、第1回印西市男女共同参画推進本部会議が市役所で行われます。

同日、市政策調整会議が市役所で行われます。

同日、平成28年度第1回印西市青少年問題協議会が市役所で開催されます。

15日月曜日、平和祈念式典が西の原公園で開催される予定でございます。

20日土曜日、第22回六軒相撲大会が巖島、水神社境内土俵で開催されます。

同日、中学生オーストラリア海外派遣研修が26日までの予定でございます。

24日水曜日、別所の獅子舞公開事業が別所地蔵寺において公開されます。

26日金曜日、第24回印旛地区女性教育委員交流研修会が八街市で開催されます。

29日月曜日、教職員の初任者研修の講話ということで教育センターで行われます。

30日火曜日、平成28年度教育長・教育委員研修会が県総合教育センターで開催されます。

31日月曜日、第3回市議会定例会が開会となります。会期は9月29日まででございます。

9月に入りまして13日火曜日、決算審査特別委員会が開催されます。

14日水曜日、第4回校長会議が本塾第二小学校を会場に開催されます。

同日、関東大学女子駅伝関係者会議が市役所で開催されます。

15日木曜日、予算審査常任委員会が市役所で開催されます。

16日金曜日、文教福祉常任委員会が市役所で開催されます。

21日水曜日、第9回教育委員会定例会が市役所で開催される見通しでございます。

以上でございます。

ただいまの報告について、質疑はありますか。

なし

これで日程第3 教育長報告を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長  
(報告第1号)  
佐藤委員長

指 導 課 長

報告第1号 専決処分の報告について。

印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱第5条第2項に規定する、印西市教育振興基本計画学校教育編検討委員会委員の委嘱を、印西市教育委員会行政組織規則第9条第1項の規定により次のように教育長の専決により処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明いたします。

本件につきましては、印西市教育振興基本計画の学校教育編策定にかかわる助言及び提言等をしていただく委員8名を、委嘱いたしましたことを、報告するものでございます。

委員の任期は平成28年7月15日から平成30年3月31日までで、岡敬一郎さん、篠原英光さん、池亀節雄さん、谷輝昭さん、真部貴子さん、宮崎千恵子さん、遠藤貴子さん、豊田多見子さんの8名を、学校教育編検討委員会委員として委嘱いたしました。なお、去る7月15日に第1回の委員会を開催し、その中で1番委員の岡さんが委員長、2番委員の篠原さんが副委員長に選出されたことをあわせて報告いたします。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で日程第4 報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

(報告第2号)

佐藤委員長

日程第5 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

報告第2号 専決処分の報告について。

印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱第6条第2項に規定する、印西市教育振興基本計画生涯学習編検討委員会委員の委嘱を、印西市教育委員会行政組織規則第9条第1項の規定により次のように教育長の専決により処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明いたします。

本件につきましては、印西市教育振興基本計画の生涯学習編策定にかかわる助言及び提言等をしていただく委員9名を、委嘱いたしましたことを、報告するものでございます。

委員の任期は平成28年7月7日から平成30年3月31日までで、福留強さ

ん、常光康介さん、桜井繁光さん、高城國司さん、篠原年枝さん、伊藤明生さん、谷口由美子さん、對馬由佳さん、櫻井圀郎さんの9名を、生涯学習編検討委員会委員として委嘱いたしました。なお、去る7月7日に第1回の委員会を開催し、その中で1番委員の福留さんが委員長、3番委員の桜井さんが副委員長に選出されたこともあわせてご報告いたします。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で日程第5 報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

(報告第3号)

佐藤委員長

日程第6 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

報告第3号 専決処分の報告について。

印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱第7条第2項に規定する、印西市教育振興基本計画文化芸術編検討委員会委員の委嘱を、印西市教育委員会行政組織規則第9条第1項の規定により次のように教育長の専決により処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明いたします。

本件につきましては、印西市教育振興基本計画の文化芸術編策定にかかわる助言及び提言等をしていただく委員8名を、委嘱いたしましたことを、報告するものでございます。

委員の任期は平成28年7月7日から平成30年3月31日までで、板倉三郎さん、竹内仁さん、横山護さん、渡邊衛さん、松井宏さん、武藤正凱さん、西田裕子さん、榎戸洋子さんの8名を、文化芸術編検討委員会委員として委嘱いたしました。なお、去る7月7日に第1回の委員会を開催し、その中で1番委員の板倉さんが委員長、7番委員の西田さんが副委員長に選出されたこともあわせてご報告いたします。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で日程第6 報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

(報告第4号)

佐藤委員長

日程第7 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

報告第4号 専決処分の報告について。

印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱第9条第2項に規定する、印西市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱を、印西市教育委員会行政組織規則第9条第1項の規定により次のように教育長の専決により処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、報告いたします。

本報告の策定委員会委員につきましては、報告第1号から報告第3号までございました学校教育、生涯学習、文化芸術の各検討委員から推薦された委員と、6月の定例教育委員会でご承認をいただいておりますスポーツ推進審議会から推薦された委員により、構成することになっております。表に記載してございます1番から3番委員まで3名の方が学校教育編の検討委員会から、4番、5番委員の2名の方が生涯学習編の検討委員会から、6番、7番委員の2名の方が文化芸術編の検討委員会から、8番から10番までの3名の方がスポーツ推進審議会から推薦された委員という構成で、10名の方につきまして印西市教育振興基本計画策定委員会委員として、平成28年8月4日から平成30年3月31日までの任期で委嘱するものでございます。

なお8月4日、昨日でございますが、第1回策定委員会を開催いたしまして、4番委員の福留強さんを会長に、8番委員の青木和浩さんを副会長に選出したことをあわせて報告するものでございます。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で日程第7 報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

(議案第1号)  
佐藤委員長

日程第8 議案第1号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第1号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。



それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

審議資料のほうをご覧いただきたいと思います。本案につきましては、要保護及び準要保護世帯につきまして就学援助費支給事務を行っておりますが、これに伴いまして使用いたします印西市教育委員会教育長の印でございますが、これまでの押印による方法から電子公印による運用を開始するため、公印規則の一部を改正するものでございます。

具体的には審議資料1-2ページ、表の上段にございますアンダーラインを引いてございますが、印西市教育委員会教育長の印に電子公印を含む規定を加えるもので、施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

就学援助費支給事務につきましては、現在、該当者が小・中学校合わせまして約300件ほどでございますけれども、年3回の支給決定通知などの事務処理をしております。現在は先ほど申し上げましたとおり、対象者及び学校ごとに一枚一枚公印を押印している状況でございますけれども、事務合理化を図るため、就学援助システムを導入いたしまして電子公印による運用を開始するものでございます。なお、この電子公印による処理につきましては、今年度の2学期分より始める予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

青山委員。

青山委員

今までは300名ぐらいの対象者に対して実際に公印を押していたということですが、同じように公印をかなりの数を押しているという、そういう事例はほかにもありますか。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

件数としてはほかの事務もございまして。賞状ですとかそういったものもございまして、1回にこのぐらいの件数をという事務処理についてはないということで、今回システムを導入するということでございます。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

例えばこういう事務処理関係だけでなく賞状とかそういうふうなものも、実際に押しているわけですか。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

毎年度児童・生徒表彰などを行っておりますが、こちらの賞状について件数分だけ手で押すということでございますが、今回のこの事務のようにあらかじめ決まって、例えば300件というような枚数がある程度決まるということではなくて被表彰者の数で決まっておりますので、そこにはシステムを入れて電子公印を使っていくというのはなかなか難しい議論もございまして、システムを入れたことによりまして電子公印が使えるというようなことでございます。

佐藤委員長  
青山委員

青山委員。

私自身もそんなにたくさんの実際の公印を手で押していたというのに、ちょっと驚いていたんですけども、賞状なども実際には印刷で出ている場合がありますよね、赤い部分が。確かに経費はかかるかもしれないんですけども、もし個数が多くて事務処理上大変煩雑になっているというような場合であったら、こういう対応もしていただいたほうが、実際に事務を担当する方の効率化、ほかのところに時間とエネルギーを注げますので、こういうところは、ぜひそういうふうに改善していただいたほうがよろしいというふうにつくづく思いますけれども、その他のところでもあれば、こういった効率化は図っていただいてもよろしいんじゃないかなと思いましたが。

佐藤委員長  
教育総務課長

教育総務課長。

大変ありがとうございます。電子公印と同じように刷り込み印刷というものがございまして、公印をあらかじめ印刷しておくという、今、委員がおっしゃったように賞状等に押しておく、押しておくというか印刷しておくということもございます。こちらについてはいろいろなケースがございますので、適正なというか合理的な方法を選択してやりたいというふうに思っています。

青山委員  
佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ぜひそうしてください。

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第1号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議案第1号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第2号)  
佐藤委員長

日程第9 議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定により議会の議決を求めるよう、市長に申し入れる。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第2号につきましてご説明をします。

本案につきましては、木刈小学校改修建築工事につきまして、金2億6,838万円で千葉県成田市西三里塚1番地63、株式会社大松建設と契約を締結することにつきまして議会の議決を求めるよう、市長に申し入れるものでございます。

審議資料をご覧いただきたいと思えます。工事概要でございますけれども、こちらについて説明させていただきます。木刈小学校は昭和59年4月に開校いたしました。平成元年に増築工事を行っております。開校当時の校舎につきましては築32年、増築した校舎については築27年を経過しておりまして、それぞれ改修の時期を迎えております。また、児童数につきましては平成4年度のピーク時から減少に転じておりまして、平成21年度に最少となっておりますけれども、近年、戸建て住宅の分譲等によりまして増加傾向にございます。このようなことから今後も児童が安全で快適な学校生活を送れる環境を確保するため、今回の校舎の改修工事を行うものでございます。工期につきましては、9月議会で議決をいただいた翌日から平成29年12月15日までを予定しております。

続きまして、工事概要について説明させていただきます。審議資料の中のほうでございます。工事につきましてはまずトイレ改修、それから屋上防水の改修、外壁の補修及び塗装、床の改修、こういったオーダーで工事を予定しております。

トイレ改修につきましては、校舎及び体育館のトイレの大便器を和式から洋式に改修するものでございます。なお床につきましては、清掃の簡素化及び衛生面を考慮いたしまして塩ビシートに張りかえを行ってまいります。また、校舎及び体育館に新たに多目的トイレを1カ所ずつ配置いたしまして、オストメイト施設を設置するものでございます。申しおりましたが、資料2-2、3、4、こちらのほうに工事の概要、改修前・改修後を表示してございますので、あわせてご覧いただきたいと思えます。

次に、2番目の屋上防水の改修につきましては、現在特段雨漏りをしている状況ではございませんけれども、開校から年数がたっておりますので全面改修を行ってまいります。

次に、外壁の補修及び塗装につきましては、外壁面に足場をかけた上で校舎全体の塗装を行ってまいります。

それから床の改修でございますけれども、普通教室などのフローリング床を研磨いたしましてウレタン塗装を行ってまいります。音楽室等の特別教室と配膳室及び廊下の床につきましては、現在のものと同様の材質のものに張りかえる予定でございます。

以上が木刈小学校改修工事の概要となっております。なお、木刈小学校大規模工事、そのほかに附帯設備と電気設備工事ということでできておりますが、こちらにつきましては8月8日に入札を行う予定ということでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

私は全く見当がつかないんですけども、基本、契約の金額というのは改修とかこれ全部これだけかかるということですか。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

工事費につきましては、これまで大規模改修工事といたしましてはおおむね2年間で行っておりますけれども、総額としては5億円程度を目安として行ってきております。こちらの工事につきまして建築工事費につきまして、こちらの議案に示させていただいている金額でございますけれども、大規模改修ですからこの程度の費用がかかるということで考えております。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

こちらの建設計画の金額と、それからこちらは予定価格ですね。議案2の最初のほうの価格が2億6,838万円で、入札したのは2億4,850万ですよ。これは入札価格のほうが正しいんですか。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

入札経過表のほうをご説明しておりませんで申しわけございません。

こちらにつきましては消費税額が含まれておりません。一方、議案のほうにお示したのは契約総額で含めておりますので、この金額という形になっております。

佐藤委員長

寺田委員。

寺田委員

入札金額に消費税を入れると2億6,838万円になるということですね。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、補足して説明させていただきます。

議案書のほうで契約の方法につきましては制限付一般競争入札としてございます。こちらの木刈小学校の業者決定方法につきましては、総合評価の競争入札方式というものをとっております。金額だけではなくて全般的な品質の保証といいますか、品質を担保するために総合的に技術評価点というのを設定しております。評価値が最も高かったものを業者に決定するという方式をとっております。

こちら入札経過表を示してございます。こちらは入札金額に応じまして価格評価点というのがつけられております。その横に評価値、総合的な評価点という形になりますが、この評価点が一番高い部分が決定業者ということになりますので、入札金額といたしましてはナンバー3、こちらの業者のほうが優位だったわけですけども、加点をした結果での総合的な評価値として今回指名させていただいている大松建設が総合的

に評価されておりますので、こちらの業者に決定しているということ  
でございます。

佐藤委員長 よろしいですか。

青山委員。

青山委員 わかったようなわからないような。いろいろ評価の基準があるんだな  
ということがわかりました。ありがとうございます。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

大野委員。

大野委員 工期が契約から12月15日ということで、子供たちの授業だとかそちら  
のほうには影響のない範囲で工事を進めていただけるような計画にして  
いただきたいと、そんなふうなところをつけ加えさせていただきます。

佐藤委員長 教育総務課長。

教育総務課長 校舎の改修、学校のほうにつきましては、その都度、委員さんのほう  
からのご指摘がございまして、学校生活に支障が及ばないような配慮を  
してほしいということで考えております。工事担当といたしましても学  
校と調整の上、夏休み期間とか、そういった学校に支障がないようなと  
ころを配慮してまいりますので、よろしくお願いいたします。

大野委員 お願いします。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

各委員 なし

佐藤委員長 これで質疑を終わります。

議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることにつ  
いてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることにつ  
いては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

佐藤委員長 異議なしと認めます。

したがって、日程第9 議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の  
議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

(議案第3号)

佐藤委員長 日程第10 議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めること  
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長 議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議  
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の  
規定により議会の議決を求めるよう、市長に申し入れる。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

市内の小学校で使用されている児童用の机、椅子の老朽化に伴い入れかえを行う、そのために取得するものでございます。本案件につきましては、制限付一般競争入札により取得したものでございます。5月24日に入札の審査会を開催し入札参加条件を決定いたしました。その後5月31日に公告をし参加業者を公募したところ、2者から申請がありました。審査した結果、2者とも資格要件に該当しておりましたので、2者の入札参加を決定しました。その後2者により6月30日に入札をとり行い、その結果、有限会社徳和商会が2,257万2,000円で落札しました。結果、有限会社徳和商会より消費税を含めました2,437万7,760円で取得するものでございます。

本件につきましては、この会議で議決されましたら直ちに準備に入りまして、小学校児童用の机、椅子は平成29年1月31日までに納品を完了する予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

入れかえる対象になっている机、椅子というのはどういうものなんですか。

佐藤委員長

学務課長。

学務課長

今回入れかえを行うのは小学校1年生の机と椅子でございます。牧の原小学校を除く全小学校の机と椅子になります。新JIS規格で今までの椅子より一回り大きくなったサイズの椅子でありまして、いずれ9年計画で全学年分かえるという予定でございます。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

そうすると1年生以外の学年については、今までの古い規格のものが使われているということなんですか。

佐藤委員長

学務課長。

学務課長

実際には昨年度よりこれを行ってございまして、昨年度も1年生の机と椅子の入れかえを行いました。現在の2年生がそのままその机と椅子を使用しております。今年度の1年生はまた入れかえると思いますので、今年度末には1年生と2年生が新規格の新しい机、椅子が使えるということでございます。残念ながら3年生以上については旧規格のものを使用している状況でございます。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

それで大体、子供たちは成長が早いのですので、上下の可動式のものがここに書かれていますけれども、可動式でないものを使っているという場合もあるわけですね。

佐藤委員長

学務課長。

学務課長 古い今現在使っている机、椅子については可動式のものが多いんですけども、可動式じゃないものも実際はございます。大きさを調整しながら使用しているところがございます。新しく購入するものについては全て可動式ですので、9年間使えるものを取得する予定でございます。

佐藤委員長 青山委員。  
青山委員 確かにこういうふうに可動式にさせていただいていると、非常に机と椅子の移動が楽なんです、年度の中で特に。ですからこういう形で順次新しい規格とか、または可動式に変えていただいただけるとありがたいなと思います。ただ、予算の関係もありますので一度に変えるというわけにはいかないですね。順次こういう形で変えていただいただけるとありがたいなと思います。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
大野委員。 大野委員。  
大野委員 机、椅子の材質ですけども、こういうスチールと樹脂系のもので構成されたものが基本に使われているんでしょうか。木製であると非常に素材が生かされますが、なかなか値段が上がるようになりますけれども、現行でどういうものを今度新しく入れるか教えていただければと思います。

佐藤委員長 学務課長。  
学務課長 もちろん枠組みについてはスチールのものを使用しておりますが、天板については木製のものを取得すると。

大野委員 わかりました。  
佐藤委員長 青山委員。  
青山委員 椅子の座面もそうですか。  
佐藤委員長 学務課長。  
学務課長 椅子の座面も木製でございます。  
佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
各委員 なし  
佐藤委員長 これで質疑を終わります。

議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについてを採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし  
佐藤委員長 異議なしと認めます。  
したがって、日程第10 議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

(議案第4号)  
佐藤委員長 日程第11 議案第4号 印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

議案第4号 印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定するよう市長に申し入れる。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

審議資料のほうが見やすいかと思しますのでよろしく願いいたします。

改正の要旨ですが、第2条の表中、印西市立大森幼稚園の項とそれから印西市立岩戸幼稚園の項を削るものでございます。2点目として、第2条の表、印西市立もとの幼稚園の項、位置の欄中の「中根1403番地8」を「中根1403番地10」に改めるものでございます。

改正の理由ですが、印旛高跡地において民間事業者が設置し運営する幼保連携型認定こども園の開園に伴い、平成29年3月31日をもって印西市立大森幼稚園を閉園するというものが1点でございます。

2つ、また岩戸幼稚園ですが、現在休園中でございます。平成18年から休園をスタートしております。今後も再開する予定がないということからあわせて閉園するというものでございます。

3番目のもとの幼稚園についてですが、もとの幼稚園の位置については地番表示の整合を図るものというのが理由でございますが、登記上は1403番地10が正しいということがわかりまして、そういうふうに登記されております。現在8になっておりますが、10が正しいということで訂正、正しいものにするものでございます。

施行期日ですが、印西市立もとの幼稚園の位置についての改正は公布日をもって改正、大森幼稚園の項とそれから岩戸幼稚園の項を削る改正2点については、平成29年4月1日をもって施行したいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各 委 員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第4号 印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号 印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



各 委 員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第11 議案第4号 印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第5号)

佐藤委員長

引き続きまして、日程第12 議案第5号 印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第5号 印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するよう市長に申し入れる。

平成28年8月5日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それではご説明いたします。議案第5号審議資料をご覧ください。

改正の要旨といたしましては、新規に設置いたします学校給食センターの名称、位置及び調理場を加え、同時に高花、本埜、滝野の3センターを削るものでございます。

改正の理由としましては、新規に設置する学校給食センターを開設するため、当該施設の設置根拠となる規定の整備と3センターの廃止を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正点は第1条及び2条の文言、第3条に新センターの名称と位置、第2項に調理場名が入ります。施行期日は平成29年9月1日でございます。

なお中央学校給食センターの名称は、このたび開設されます新給食センターが、2調理場で最大6,000食の配食を担当し、管理・運営面でも印西市の給食センターの中心的役割を果たす予定であるため、この名称となりました。

以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各 委 員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第5号 印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号 印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員  
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第12 議案第5号 印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

(その他)  
佐藤委員長

日程第13 その他について、何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、まず教育総務課から、印西市教育振興基本計画の策定状況についてということでご説明したいと思います。

今日お配りいたしました策定方針、こちらをご覧いただきたいと思います。まず1ページを見ていただきたいと思います。計画策定の考え方としてございます。今回策定してまいります教育振興基本計画につきましては、これまでの分野別の計画の形から、一本化の計画としてまいりたいというふうに考えております。一本化して本市の教育・学びの総合的な計画として策定していきたいということでございます。これらのことから、たくましく生きる子供たちを育成する学校教育や、全ての市民の教育環境を図り、それらの学習や活動成果を生かして、お互いが地域社会に参画する本市独自の生涯学習社会の構築を目指しまして、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術分野を包括しまして、市全体の教育の方向性を示す計画のほうを策定してまいりたいということでございます。

3ページ、4ページを見ていただきますと、今回作成する計画の構成イメージが示されております。こちら示してありますとおり第1章、第2章、第3章、第4章という形で構成していくような計画であります。計画期間につきましては5ページに出てございます。今回は平成30年度から4カ年ということで、この計画期間で作成してございます。

7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。このような計画を策定していくために、計画策定の組織といたしまして7ページに示してありますとおり、検討委員会と全体を見直す策定委員会、こういう2部構成にして計画を策定してまいるということでございます。

それでは、このような計画を予定してございますが、状況でございます。8ページを見ていただきたいと存じます。本日報告をさせていただきましたとおり7月7日、8日、それから7月15日にかけてそれぞれ4つの検討委員会、こちらのほう第1回目をスタートしております。表については今、7月のところに検討委員会4つと策定委員会の表示がございしますが、第1回目をスタートさせていただいたというところでございます。8月4日、策定委員会を開かせていただいて、報告させていただいたとおりの運営が開始されております。それからそれぞれ今後は会議日程としてございますが、記載されているようなことを予定しておりますの

で、今後順次詰めてまいりたいと思います。

それから現在までの間でございますが、保護者アンケート及び市民アンケート、こちらにつきまして配布、回収をしております。それから関係団体につきましても調査シートを配布しております、それぞれ進めているというような状況となっております。今後はこのアンケート結果を集計、分析の上、計画に反映していくための取りまとめをしてまいります。11月ごろを予定しておりますが、この結果を反映した形で計画づくりを進めていくというようなスケジュールになってございます。

計画につきましては以上でございます。

佐藤委員長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

青山委員

青山委員。

私は基本的に教育基本計画というのは非常に大事なものと認識しています。というのは、学校教育、生涯教育それから生涯スポーツと、大きく分けてこの3つ、それから文化という4つというふうになると思うんですけれども、そうするとそれぞれの分野で、例えば学校教育にとれば、30校の学校の先生方または保護者や地域の皆さんが学校教育にかかわって考えたときに、この教育振興計画の中の学校教育の部分を一つの指針として見ていくわけですよ。それで市としてのまとまりといえますか目指すべき方向性というのが、そこに示されないといけないですよ。そういう意味では非常にこの教育委員会議の中で教育の振興計画、特に教育の指針を決めていくというのは非常に大事だと思うんです。

この中で、まとめていくという作業の中で大事な部分が削られていっていると、前回私が反対したのは、一つは学校教育の中で学校と家庭と地域の連携というのが、今までは大事な柱の一つに位置づけられていたんですけども、こういうふうにもとめられていく過程で削られていってしまった。これは本末転倒じゃないかなと、本来教育の指針というのは、例えばそれぞれの教育にかかわっている分野、学校教育、生涯学習、それからスポーツ、そして文化、そういうそれぞれの指針全部ということですよ。それがどういう方向に印西市の教育は進もうとしているのだろうか、そして目標としてどういう目標を掲げているのかということ、みんな意識しているわけです、意識のある人は。見ない人は見ないかもしれませんが。

そういうときに、私は学校教育の中で教育に携わっている一番のこれは環境じゃないんです。主体者なんです。つまり教育を施す側になるわけなんです。それは誰かといった場合に、学校であり一番は私は家庭だと思うんです。我が子の成長を願わない親はいないわけですし、一生その子にかかってくるわけですから、その大事な成長の期間、中学校ないしは小・中という義務教育機関において、どういう教育をしていくのかということに非常に大きくかかわっている。家庭であり、そしてその子供たちはいずれはその学校を卒業して地域の一員になってくるわけです。

よね。そういう意味では教育を施す一番の主体者である学校だけではないんです。家庭、地域というのは欠かせないのじゃないでしょうか。

その主体者の名前が一つも載っていない、この計画の中に。どこにもありません。そんな教育があるんですか。私はそれが非常に納得がいかないです。子供らに教育を施すべき家庭と地域が一言も載っていない。だからせめてそれを載せてもらえるものだと思いますけれども、一言も載っていない。だったら学校が全部それを賄うだけのことができるんでしょうかね。それは無理です。

まして今のように世の中が複雑になって家庭での教育がなかなか難しい。そしてその中で、十分な温かいまなざしを向けられていない子供もいっぱいいるわけなんです。そういう子供たちは学校からも落ちこぼれて、または街へ出たときに地域の人たちのことも一言も書かれていない。または家庭でそういう問題があったとしても、そういうことについて一言も触れていない。それで学校教育が成り立つんでしょうか。私は基本計画をまとめるということは結構かもしれないけれども、まとめていく過程の中で大事なものは絶対落とさないといけない。それはもう一度考えていただければありがたいなという気持ちでおります。

特に幼児の場合、これからどんどん時代が進んでいくと家庭の状況も複雑になってきますので、児童虐待というのは非常に心配される事態です。そういうときに家庭のことは家庭に任せるんだよということは絶対ないと思います。ここに書いてないからといってそういうことではないと思いますけれども、そういうことをしっかりと押さえる意味でも家庭との連携ということ、地域との連携ということは、欠かせないと思います。

例えば、あのうちはちょっと家庭の中で泣き声があったりとかそういう状況がありますよという連絡は、地域の皆さんからいただくこともあります。それで児童施設の人とかそういう方に入っていたりして命を救ったというケースもあります。ニュースではそういうことが日常茶飯事のように出ています。また、中学校においても、夏休みという今の時期はそうですけれども、夜間徘徊とか、しかも昔と違って今は、例えばコンビニにたむろしているとかそういう状況ではなくて、子供たちがいろいろなゲームセンターとかいろいろな見えないところで、そういう悪い影響を受けるようなところもあってますます心配されている、そういう世の中だと思うんです。ですから学校、家庭、地域の連携というものはますます私は必要になってくると思います。

前回私はそういう意味で反対をさせていただいたんですけれども、ぜひ何らかの形で、これは入れていただく必要があるんじゃないかなと、今さら言ってもしょうがないかもしれませんが、ただ、私はそういう認識でいますので、ぜひご考慮いただければありがたいと。また、まとめるのは結構ですけれども、大事なものは絶対なくしていただ

きたくない。それを目標にして、また、そういう文言を頼りにしている  
いろな施策ないしは心をそういうところに向けていけるわけですから、  
学校といっても万全じゃありません。教育委員会はそういう意味では指  
導機関でもありますので、大事な部分は欠かさずに入れていただいて、  
そういう活動を確実にしていただかないといけないんじゃないかなとい  
うふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

佐藤委員長  
教育総務課長

教育総務課長。

おっしゃるとおりでございます。印西の教育の体系でしたか、そのと  
ころが表現、文字として消えているということのご指摘がございました。  
今回この計画構成のイメージで3ページを見ていただいたわけでは  
すけれども、今回一本化してまいります。その中で計画の構成としては、  
第2章の基本方針の中にリーディング施策というようなところを予定さ  
せていただいております。今、委員がおっしゃってございました学校、家  
庭、地域、例えばこういう図を、枠組みですね、こういった連携につい  
ては、私どもとしても非常に重要なもので、例えばたくましく生きる子  
供たちを育成するというような、先ほどご説明させていただいたんです  
けれども、こういった学校教育と家庭、地域の連携、非常に大切な  
ので、こういった分野横断的な視点でありますとか連携、そういったもの  
につきましてはこちらの方針の中に入れてまして、必要な施策を設けてい  
きたいというふうに考えております。

具体的にはこれから検討してまいりますけれども、こういった中で考  
えてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

佐藤委員長  
青山委員

青山委員。

これはまだここには書かれていないけれども、後から出てくるという  
ことで、よろしくお願ひします。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

なし

そうしましたら、司会のほうから大変申しわけないんですけれども、  
内容は別なのですが、ただいまの3ページのところの今話題になった第2  
章、基本方針の3番、これは「リーディング(重点)施策」という表記が  
されているのですけれども、こういう場合リーディングという言葉を使  
うのを私は初めて見たんですけれども、和製英語とか英語がいろい  
ろ入ってきて、すごくそれが浸透しているものに関しては、それで構わ  
ないと思うんです。例えばスポーツだとかレクリエーションだとかパブ  
コメやヒアリングだとか、そこら辺は誰しものが共通理解としてわかる  
ことであると思うんですけれども、この場合のリーディングというのは、  
何もリーディングという言葉を使わないで重要施策というふうにしたほ  
うが、括弧書きにしてまでも英語を使わなくてもいいのではないかなと  
私は思ってしまうんですが、青山先生、いかがでしょうか。

青山委員 私も同感です。私も教科は英語だったんですけれども、余りにも横文字が多いので、英語を担当していた私でも、えっ、と思うようなことがあるとすれば、ほかの一般の方、誰でも読んでわかるような文言を使っていたほうが、より広く理解していただけるんじゃないかなと思いますので、委員長がおっしゃることに私は大賛成です。

佐藤委員長 この場合のリーディングはRのほうの読解というかそちらのほうの意味なのか、Lの導くほうのリーディング、どっちをとっているんでしょうか。

教育総務課長 教育総務課長。

教育総務課長 リードしているという方です。

佐藤委員長 Lのほうですね。そうしたらリードしていくというのでは重点と結びつかない気がするんですけれども、いかがでしょうか。ご検討いただければと。

教育総務課長 教育総務課長。

教育総務課長 ひとまず見ていただいたのは構成イメージで、一つのたたきでございますので、今後もそういったところも十分注意しながらわかりやすい計画内容、そういったものにしていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

佐藤委員長 ご再考願います。

各委員 なし

佐藤委員長 それでは、その他の件でほかにございますでしょうか。

学務課長 学務課長。

学務課長 それでは、学務課から2点お願いしたいと思います。

1点目でございます。3月に審議会から上げられた答申をもとにしまして、印西市学校適正規模・適正配置基本計画の素案でございますたたき台を作成いたしました。皆様方からはご意見を頂戴したいなというふうに思います。

簡単にご説明させていただきます。1ページめくっていただきますと目次がございます。基本方針の作成に当たってという項、あと市の概要、学校の概要、それから適正規模の考え方、適正配置のあり方という項目でまとめさせていただきました。

考え方、あり方のところで確認させていただきたいと思っております。11ページをご覧ください。そこからが学校適正規模の考え方でございます。学校規模による学校教育への影響というところから、小規模化することによる課題の部分、大規模化することによる課題の部分についての記述をさせていただきました。ご覧いただければと思います。

2の学校適正規模の考え方、12ページでございます。適正規模の視点として教育指導上の視点、それから学校運営上の視点から、適正規模というものについてまとめてみました。(2)で適正規模の区分といたしま

して、小学校・中学校と学級の数で適正の規模について区分するものがあります。

適正規模それから準適正規模についてはここに示してあるとおりです。小規模校、大規模校については適正規模化を検討していきたいというふうに考えております。小規模校の中にあります過小という項ですけれども、書かせていただいたんですが、要は小学校で言うと5学級以下、中学校で言うと3学級以下というところなんです、複式学級や欠学年が出ている学校の状態、当然学年1クラスしかありませんのでクラスがえができないという小学校の状態、中学校でいきますと、クラスがえができない、それから専任の教科担任を配置できないような教科ができてしまっている学校を過小という形で区分いたしました。この過小規模の学校については適正規模化を実施していくということで進めてまいりたいというのが方針でございます。

14ページをお開きください。(3)学校規模の状況でございます。小学校・中学校ともに、本年度28年度の学級数をもとに小規模校、準適正規模校、適正規模校、大規模校という形で分類をさせていただきました。推計がございまして、34年度まで児童・生徒数の推計を出しておりますので、それをもとに34年度の段階ではこんな形になるというものを、表として載せてございます。

基本方針の冊子とは別に1枚、小・中学校の児童・生徒数及び学級数の現状と推移というA3の表をお付けしてあります。そこでは詳しく28年度から34年度までの児童数、学級数の推移を表示して載せてございます。これは住民基本台帳に基づくデータが基本ではありますが、宅地開発が予想されている地区につきましては、業務委託による推計値が含まれております。あくまでも推計ではございますが、このような形で児童数・生徒数が推移していくだろうというところから表にまとめたものが、先ほどの14ページの表ということになります。

次の15ページをあけていただきますと、適正配置のあり方ということで書かせていただいております。適正配置の必要性ということについて、目指す学校教育の視点からあるいは学校適正規模の観点からということで書かせていただきました。一番下、まとめとして本市が目指す学校教育の基本理念「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」を実現するためには、学校の小規模化や大規模化によって生じる教育指導面や学校運営面での諸課題を解消して、子供たちの未来に向けよりよい教育環境を創造していくことが重要であると、そのために適正な学校規模に基づく学校の適正な配置を進めていくことが必要であるということでまとめております。

16ページに学校適正配置の視点として4点、そこに書かせていただきました。以下の視点で見直しを進めていきたいというふうに考えます。

17ページでございます。取り組み方ですけれども、適正配置の優先度

ということでございますが、小規模校の中でも特に過小規模校として位置づけられている学校、それから大規模校については優先度が高い。学校適正配置に向けての検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

19ページ以降については、特に優先度の高い過小規模校の6校、それから大規模校になる3校について、このような形でシミュレーションができるのではないかとこのものをまとめさせていただきました。まだまだ素案の段階ではあるんですが、委員の皆様のご意見をいただけるとありがたいというふうに思います。

続きまして、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。今日、教育委員会定例会でたたき台をお示いたしましたして、皆様からいろいろご意見をいただきたいと思います。8月中旬に議会の全員協議会で、このたたき台素案の内容及び今後のスケジュールについて、議会の中で説明をさせていただきたいと思います。9月1日に、基本方針の素案の段階ですけれども、市民の意見の公募を実施いたします。1日から15日、広報及びホームページに掲載してまいりたいと思います。提出のあったご意見を踏まえて基本方針の案を作成し、9月下旬には学校適正配置審議会を開催いたしまして、案についてお示していきたいというふうに思います。最終的に案として固まったものを、10月半ばに予定されております第10回の教育委員会定例会議で、提案をさせていただきたいというふうにしております。そこで確定いたしましたら、12月1日号の広報及びホームページで基本方針の概要を掲載していきたいと、このようなスケジュールを考えております。

2点目といたしまして、永治小学校の今後の対応等に関するスケジュールについてご報告させていただきます。

永治小学校につきましては、今、基本方針の素案をお示いたしました。基本方針を待つて対応を考えるという時間的な余裕がございまして、先行して進めてまいりました。これまでもこの場でいろいろご報告させていただきましたが、今後のスケジュールについてご報告させていただきます。

永治小学校についてですが、これまで3月から合計5回の保護者を対象とした説明会並びに意見交換会を開催してまいりました。もちろんいろいろご意見をいただいたんですが、保護者の方としては、学校がなくなることに賛成をしていただいたということではございません。やっぱり残してほしいというお気持ちをお持ちでございました。一方で、児童数が減っていく中で、もし来年度も継続ということになると、職員の配置ですとか教育課程その他のことで大変心配な面もあるということについては、ご理解をいただいたところでございます。

ただ、5回話し合いの場を持ってきたんですが、ある意味では平行線というのが、なくしたくはないんですけども、このままの状態を来年を



迎えても心配という状況が続いていくことが予想されます。8月8日、来週8日に6回目の保護者説明会を開催いたしますが、印西市としては、来年度このまま継続してやっていくことが大変厳しい状況にあるということから、3月末で木刈小学校と統合していくということ、8日に保護者会で説明をしまいたいというふうに考えております。

その後、そこでご了解をいただいた場合は、8月下旬に今度は地区の住民説明会でこれらのことについて説明をしまいたいと思います。9月以降、9月21日の定例会議で通学区域審議会の委員の委嘱、それから諮問について提案をさせていただき、その後、審議会の開催、諮問、審議、答申をいただきまして、10月の定例会議で通学区域審議会からの答申をいただき、11月の教育委員会議で設置条例の改正について提案をさせていただくと、以下のような流れで進めていきたいというふうに考えております。

以上、2点についてご報告いたしました。ご意見よろしくお願いたします。

佐藤委員長

ただいまの件につきまして質疑はございませんか。

青山委員

青山委員。

本当に適正化については、教育委員会の皆さん、大変な思いをされておられると思います。私自身も非常に、これがベストだということもなかなか難しいなということもわかっておりますけれども、この適正化の基本方針は、私も何度か意見を申し上げさせていただいたんですけれども、適正化をしなければならないということもよくわかりますし、そのためにはこういうふうにしなきゃいけないということもわかるんですけれども、例えば私は大規模というのは、余り教育のためにはよくないというふうに思っております。でも、小規模も程度の問題だというふうに思うんです。ですから例えば6クラスでも小規模校なわけですけれども、教員配置とかそういうのはそれほど、問題ないということはないんですけれども、何でもそうなんですけれども、程度の問題だろうというふうに思うんです。

そういう意味では、適正化しなきゃいけない理由の一つに小規模校の悪い面が全部書かれているわけですけれども、いい面については一言も触れていないんです、今までもそうだったと思いますけれども。ですからこれを提示する場合は、あくまでもそういうふうに適正化を進める立場から提示してきますからそうなるわけであって、これは仕方がないものだなとは理解してはいますが、現実の問題として、地域の住民とか保護者の方とか生徒だとか学校職員、いろいろな立場の中で考えていった場合に、小規模校もある程度、例えば6クラスぐらいだったらいい面もたくさんあるよねと、今までもそのぐらいの規模ですとやってきていて、小規模校なりのよさというところを大事にして学校経営をしたり、または地域の人たちも支えてきているという現実もありますので、

それなりの話し合い、折り合いのつけ方というのを、ぜひ大事にしていただければありがたいなということは、今までずっと思ってきたことです。

誠意を持ってかかわっていただいているということは重々承知しておりますし、永治小学校の説明会の中でも細かく意見等も取り上げて書いてくださっていますから、そういう誠意は十分感じております。ただ、この中にどの程度の意見の食い違い、説明があくまでも一方的であって、いろいろな意見は聞いた、受けとめたにしても、最終的にはもうこれでいくんだということでは十分な理解を得られないんじゃないかなというふうに思うんです。ですからその辺のところ、こちらの適正化を求める部分があらわれてくるだろうなと思うんです。

ここに書いてあるのは考えとして当然だと思うんですけれども、どの程度まで寄り合えるのか、意見を合わせられるのかというところは、ぜひ検討していただければなと思うんですけれども。それが永治小の例もそうですし、今のほかの小規模校で適正化の対象になっている学校の現実みんなそうなんですけれども、以前は学区の中に地域があって、それぞれの地域でまとまっていたわけです。それらの歯が欠けるように個人個人、家庭の意思で、学区があるけれども、それがなくなっている状態に、今どんどん家庭の意思で学区変更がされてきている状況がありますので、このことの検討、適正化の検討というのは、あわせて、地域にとっては地域のまとまりの崩壊でもある一面があるんです。

ですから地域の方にとっては地域の活性化という視点からもありますので、説明会を地域の方にもしていただけるようすし、意見をその中で述べる機会もとっていただいているようすから、いろいろな地域の方がいらっしゃいますので、例えばメールとかホームページとかを見られる方はいいんですけれども、見られない方もいますので、これからもそういった地域の方への説明会の場というのも設けてくださるんだろうと思いますけれども、そういう広報も丁寧にしていただいて周知をしていただければありがたいなというふうに思います。それが1点です。

あと学校適正配置の視点の中で4つ視点が挙げられておりますけれども、私はもう一つ、子供たちの発達段階の視点から適正化の問題も見ていただく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。

これは通学というより通学時間、それから子供たちの通学上の安全の問題とも大きくかかわるところであります。特に小学校の低学年の子供たちは、学校に行くということ自体が大変なことなわけです。今までは決められた学区があって通学路があって、その中で地域の人も見守りをするし、登下校をするときには保護者の方がついたり、または地域のボランティアの方が先導したりとか、その学区の状況の中で子供たちを本当に温かく見守ってくれているんです。それが子供たち、特に低学年の子供たちにとっては安心感であり、安心して学業に専念できる土壌に

もなっていると思いますので、特に発達段階、小学校の時点では、たくましく生きていくためにいろいろな人とのかかわりが大事で、かかわる力をつけなきゃいけないというのがあります。でも、その力をつけるのは中学校段階、高校段階でもつけられると思うんです。

だから発達段階で一番大事なものというのを考えていったときに、小学校において一番大事なことというのは、安心な学校生活が送れるということなのではないかなと、そういう意味で家庭が安心できる家庭であったり、または登下校ができる地域であったりと、そういう子供たちを温かく見守ることができる通学路の地域でなきゃいけないのではないかなというふうに思っていますので、ぜひそういうことも大事な、適正化を考えていく上では視点として置いていただければありがたいなと、ここに書いていただかなくても結構ですけども、恐らくそういう保護者の方がいっぱいいらっしゃる、特に低学年はそうだと思うんです。だんだん子供たちも体力がついて、いろいろな能力がついてくれば、自転車でもいくらかでも遠い距離を行けますので、それぐらいになってくれば安心というか、ある程度子供たちも十分適応できてくると思うんですが、そういう部分で小学校の低学年の子供たちのことを視点に置くと、無理して適正化というふうに行かないで、ある程度途中で折り合いをつけるようなところで、そういう視点も配慮していただければありがたいかなと思っています。

すみません、長々と勝手なことをしゃべりまして申しわけありません。本当に一生懸命やっていたいただいているのはよくわかっていますので、すみませんけれども、よろしくお願いします。それが子供たちの幸せになるように、また、地域とか家庭の幸せにつながっていくのが一番の願いだと思いますので、よろしくお願いします。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ほかに何かありますか。よろしいですか。

なし

それでは、その他、ほかに何かございますでしょうか。

指導課長。

指導課長

それでは、指導課のほうからは2点お願いします。

まず印西市学校給食における食物アレルギー対応についてということで、その資料のほうをご覧ください。

ご説明いたします。昨年度よりアレルギー食検討委員会を立ち上げまして検討会議を進めております。1ページの裏側をご覧ください。偶数ページには番号を振ってありませんが、2ページに当たりますパワーポイントの下の段をご覧ください。現在、レベル1とレベル2、詳細な献立表と弁当対応ということで給食のアレルギーの対応を行っておりますが、今後、レベル3、除去食の対応の準備を進めておるところでございます。

そのパワーポイントの下から3行目をご覧ください。除去食や代替食

が開始されても全てのアレルギーに対応するわけではないというふうなことで、除去食も対応できるアレルギー食というのを検討しております、それが4ページに当たる部分の上の段をご覧ください。児童・生徒のアレルギーの状況でございますが、例えば平成27年3月現在では卵が54、落花生が30、そばが22、乳製品が19とあります。この中で給食の頻度の高い卵と牛乳、乳製品につきまして、アレルギー食の検討を考えております。ですので対象者は大体80名から90名ほどになると思います。

その前の3ページの上の段をご覧ください。ここにありますように、給食センターのアレルギー室で、これら人的環境が整えられるように現在取り組んでいるところでございます。

これについては以上でございます。また残りのページについては、ぜひご覧いただければと思います。

続きまして、印西市中央学校給食センターの愛称についてです。新学校給食センターにつきまして、児童・生徒や市民の皆さんに親しんで身近に感じてもらえることを目的に愛称をつけて、呼んでもらうということで小学生に、募集をいたしました。上がってきましたものに、1次審査を経て、そこにありますものは現在残っている候補作品でございます。申しわけありませんけれども、最大5つまでということで丸印をつけていただいたものを、上げていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

以上でございます。

佐藤委員長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

大野委員。

大野委員

食物のアレルギー対応についてということで、今、子供たちはアレルギー体質の方々が大変多くなっているというふうに思います。学校給食のほうでもいろいろ食材を選んでいただきながら献立をつくっていただく中でも、こういうものに反応する子供たちがいるようです。

現実には肉体的な問題が非常にあるようでして、人間の体の基本の消化、吸収、代謝、解毒、修復、排毒、排せつ、これがなかなか機能していない状態が、アレルギーの基本的な現状になっていきますので、根本的なことの体質を変えていかないと、献立云々、学校の対応を個々にやっていくというのでいくと、いつになっても多分治らないというのが考えられますので、何が大事かといったら、今のお子さん方は非常に親御さんもそうなんですけれども、果物であったりとか野菜だとか発酵食品、これを食べると酵素というものを取り入れられますので、そうなるといういろいろなもの、解毒、排毒、これもできます。それが基本的には生活の中で抜けてしまっているみたいなところなんです。特に納豆なんか皆さん食べませんからね。ああいうものは非常に酵素を含むものなんです。要は腸内細菌のバランスがとれていると、大体6割の酵素は腸でつくられますから、免疫もそうです。そういうバランスが、今本当に子供

たちがとれていなくて、かつ低体温だと酵素が働きませんから、そこら辺まで落とし込んでいかないと。これを食べさせない云々というのも、本来は食べて当たり前のものを食べられないというのはちょっと問題があるのかなというふうに、そこを指導していかないと大人になっても一緒だと思いますんで、そこら辺の基本的なことを皆さんがご検討いただいて、そういう方向性から見直していただければなと思いますんで、よろしくをお願いします。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

なし

それでは、その他、ほかにございますでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは、市指定無形民俗文化財、別所の獅子舞の公開事業と印西音楽祭の2件についてのご案内です。

初めに、市指定無形民俗文化財、別所の獅子舞の公開事業につきましては、お配りしました資料のとおり、8月24日水曜日の午後4時から別所の宝泉院及び地藏寺で行われます。市及び教育委員会からの出席につきましては、板倉市長、佐藤委員長、青山委員を予定しております。出席の時間でございますが、午後4時から6時のおおむね2時間と考えております。出席の佐藤委員長、青山委員におかれましては、ここに記載した時刻にお迎えに伺いますのでよろしくをお願いいたします。

次に、印西音楽祭につきましては、お配りしたチラシのとおり9月18日の日曜日、文化ホールで、市制施行20周年記念事業として、印西市ゆかりの声楽家や器楽演奏家12人が集い公演を行うものでございます。一線で活躍されている皆さんの歌や演奏を直接聞ける機会ですので、ぜひ当日盛況となることを期待しております。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ただいまの件につきまして質疑はありませんか。

なし

それでは、ほかにもその他ございますでしょうか。

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長

第67回郡市民体育大会の結果でございますが、印西市は昨年に続いて準優勝でございました。また、参加いたしました各市町の順位は、お配りしました資料のとおりでございます。

以上でございます。

佐藤委員長  
各委員  
佐藤委員長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

なし

本当に夏の暑いときに、それぞれの競技で熱い戦いが繰り広げられ、昨年までは佐倉市と優勝を競い合うということで、今年はいろいろ厳しい状況であったのかもしれませんが、準優勝していただけたと、長い間展開された試合でしたけれども、いろいろな会場を見せていただいて、

本当に大きな幅の年齢の方々が本当にいい表情でやってくださっている姿がとても印象的で、とても力をいただきました。多分どの競技も、今回のこの反省やらに基づき、来年はまた一層奮起してくださるんじゃないかと思います。来年も期待したいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

さて、その他、何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回の教育委員会のご予定をご案内いたします。

9月は議会との関係もございまして次回、9月21日水曜日になりますが、午後2時からということでご予定のほうをよろしくお願いいたします。

それから、この後、道作古墳と掩体壕のほうの視察を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

佐藤委員長  
(閉議の宣告)

これで日程第13 その他を終わります。

佐藤委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)

佐藤委員長

これで、平成28年第8回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでございます。

(15時43分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年8月5日

委 員 長                    佐 藤    め ぐ み

署 名 委 員                青 山    光    男